

# 中国における外国仲裁判断の承認・執行拒否

## ～ 法院における司法審査の範囲

梶 田 幸 雄

### はじめに

中国企業との国際商事契約において、紛争発生時の解決法としてごく一般的に仲裁によることが約定される。仲裁は、国際商事紛争を解決するために、最も利用される方法であり、国際条約があり、中国もこれに加入しているからである。

中国では、1986年12月2日に全国人民代表大会常務委員会<sup>1</sup>により「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」（以下、「ニューヨーク条約」という。）に加入することに関する決定がなされ、同年12月13日にニューヨーク条約加入が批准された。さらに、ニューヨーク条約加入後、最高人民法院によって、「我国が加入した“外国仲裁判断の承認および執行に関する条約”の執行に関する通知」（1987年）が發布されている<sup>2</sup>。ニューヨーク条約への加入は、締約国間における外国仲裁判断の承認・執行を定めることを保障することになる。ニューヨーク条約第3条の「各締約国は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手續規則に従って執行するものとす

る。」が根拠となる。

中国においてもニューヨーク条約が適用されることから、外国企業が中国企業と商品貿易契約を締結したり合弁企業を設立したりする場合、当事者間に紛争が生じても公正、公平な紛争解決が行われることを期待させた。ところが、中国の法院において外国仲裁判断の執行拒否を言い渡す裁定が増えている。

実務上で中国の法院において外国仲裁判断の執行拒否判決が下されることが増えていることは、中国企業と国際契約を締結する外国企業に不安や不信感を与え、中国が国際取引を増やす上でも不利になると考える。

今、なぜ中国の法院において外国仲裁判断の執行拒否を言い渡す判決が増えているのか。一つの理由として、現行法が未整備であり、欠陥があるということである。具体的には法院の司法審査の範囲が手続審査に限られず、実体審査を行っているという問題が指摘できそうである。これ以外の問題もあるが、紙幅の都合上、本稿においては、法院の司法審査の範囲の問題に焦点をあてて検討する。具体的には、(1)中国における外国仲裁判断の承認・執行に関する制度を概観し、(2)承認・執行拒否の現状を分析し、(3)承認・執行拒否の事案を分析・検討することで、(4)現行制度上の問題点を明らかにする。

本稿が中国企業との国際取引を行う際の紛争解決法のあり方を検討する際の参考に供されれば幸いである。

## 1 承認・執行拒否制度

外国仲裁判断の承認・執行とは、外国仲裁機関による仲裁判断が発効した後、給付義務を負う一方（中国当事者）がその義務を任意に履行しない場合、法院が、他方（主に外国当事者）の申立てに基づき、法定手続により外国仲裁判断を承認し、当事者の履行義務を強制し、判断の内容を実現させる行為である。

当事者が、外国仲裁判断の執行を申し立てる根拠は、民事訴訟法第269条の「外国仲裁機関の仲裁判断の承認と執行」に関する規定である。民事訴訟法第269条は、次のとおり規定する。

「外国の仲裁機構の判断が中華人民共和国人民法院の承認および執行を必要とするときには、当事者が直接被執行人の住所地またはその財産所在地の中級人民法院に申し立てなければならず、法院は中華人民共和国が締結し、もしくは加入している国際条約、または互恵の原則に従って処理しなければならない。」

では、常に承認・執行が認容されるかという点である。中国において、法院が外国仲裁判断の承認・執行拒否裁定をすることがある。これは、どのようになされるのか。この根拠もニューヨーク条約である。

なぜ、ニューヨーク条約が執行拒否裁定の根拠となるかについては、前述の1987年4月10日に最高人民法院の「わが国が加入したニューヨーク条約の執行に関する通知」(以下、「ニューヨーク条約執行通知」という。)による。このニューヨーク条約執行通知の第4項に、次のとおり規定されている。

「4 我が国に管轄権のある法院が一方の当事者の申立てを受理した後、承認・執行を申し立てた仲裁判断を審理し、もし1958年ニューヨーク条約第5条第1項、第2項の状況がなければ、その効力を承認する裁定をしなければならず、かつ、民事訴訟法(試行)<sup>3</sup>の規定する手続により執行しなければならない。もし、第5条第2項の状況に該当すると認定する場合、または被執行人が提出した証拠が第5条第1項の状況に該当すると認定する場合には、申立ての棄却の裁定をし、承認・執行を拒否しなければならない。」

具体的な承認・執行拒否の要件は何か。このニューヨーク条約執行通知によると、承認・執行拒否の要件は、ニューヨーク条約第5条第1項および第2項である。ニューヨーク条約第5条は、承認・執行拒否の要件について、次のとおり規定している。

「1 判断の承認および執行は、判断が不利益に援用される当事者

の請求により、承認および執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

- (a) 第 2 条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったことまたは前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令によりもしくはその指定がなかったときは判断された国の法令により有効でないこと。
  - (b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったことまたはその他の理由により防禦することが不可能であったこと。
  - (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争もしくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであることまたは仲裁付託の範囲を超える事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
  - (d) 仲裁機関の構成または仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったことまたは、そのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったこと。
  - (e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと、またはその判断がされた国もしくはその判断の基礎となった法令に属する国の権限のある機関により、取り消されたかもしくは停止されたこと。
- 2 仲裁判断の承認および執行は、承認および執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。
- (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解

決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認および執行がその国の公の秩序に反すること。」

中国は、このニューヨーク条約第5条による外国仲裁判断の承認・執行拒否の発動には、慎重であり、外国仲裁判断の承認・執行に不当な障害があってはならないとする<sup>4</sup>。「慎重」とは、外国仲裁判断の承認・執行拒否の発動については、必ずニューヨーク条約第5条の規定に該当することが明らかにされなければならないということである。「不当な障害があってはならない」とは、外国仲裁判断の承認・執行申立てに関しては、公正、平等に審理し、中国または地方の利益を優先させるような判断が働いてはならないということである。

このために最高人民法院は、中国の民事訴訟法および中国が加入している国際条約の規定を厳格に執行し、法による訴訟および仲裁を保障するため、「法院の涉外仲裁および外国仲裁事項にかかわる問題の処理に関する通知」(1995年8月28日、法発[1995]18号)を發布している。

それでもなお最近になって外国仲裁判断の承認・執行拒否が多くなっていると考えられるのはなぜか。この理由を検討する上で外国仲裁判断の承認・執行拒否状況について見てみたい。

## 2 承認・執行拒否状況

2008年6月6日に中国国際経済貿易仲裁委員会<sup>5</sup>(以下、「CIETAC」という。)および中国人民大学法学院の共催により“「ニューヨーク条約」50周年記念シンポジウム」が北京で開催された。この席上、万顎湘・最高人民法院副院長が基調報告を行っている。

この中で万は、中国の法院は一貫してニューヨーク条約を重視し、中国で適用していると述べている。ただ、一方でニューヨーク条約の規定および個別事案の状況に基づいて、一部の外国仲裁判断の承認・執行拒否をし、当事者の適法な権利利益を保護しているという。

万が述べたところでは、2000年から2007年までの間に12件の外国仲裁判断の承認・執行を拒否したという。拒否理由は、以下の通りである<sup>6</sup>。

- (1) 承認・執行申立てが法定の申立て期限を過ぎたものが4件あった。2008年の民事訴訟法改正により承認・執行申立て期限は2年間に延長されているが、これ以前は6ヵ月（自然人は1年）しかなかった。
- (2) 当事者間に仲裁合意がないか、または仲裁合意が無効であると認められたものが5件あった。仲裁条項について、伝統的に厳格な審査を行おうとする傾向があり<sup>7</sup>、この審査の結果、一部の仲裁条項の効力に疑義があった<sup>8</sup>。最終的に最高人民法院も仲裁条項の有効性を否認した。
- (3) ニューヨーク条約が適用できないものが1件あった。これは、被執行人（給付義務負担者）が中国国内に執行財産がないことが原因であった。
- (4) 被執行人が仲裁人指定および仲裁手続通知を受けていなかったものが1件あった。この通知は、正式に被申立人に送達されていなかった。
- (5) 仲裁廷が再指定した仲裁人の行為が選択された仲裁規則に反していたものが1件あった。

さらに万は、以下のように述べている。

“長年の司法審査業務により、以下のことが明らかになった。

(1)当事者が仲裁合意を無視し、(2)仲裁手続に参加せず、(3)仲裁文書の受領を回避し、(4)仲裁廷が仲裁管轄権を確定し、仲裁廷を組織し、仲裁文書を送達することに瑕疵があったことが、人民法院が外国仲裁判断を承認・執行するか否かを審理する場合の重要論点である。当事者が契約交渉をし、契約書を起草する際に仲裁条項についてはあまり重視されていないのが現状である。さらに当事者は、仲裁手続に参加し、仲裁文書を受領する際に受取を拒否しようとし

たり、送達できないような方途として企業登記住所を変更したりすることさえあり、こうしたことが当事者の一方が仲裁廷に出廷せず、欠席仲裁が行われる原因にもなっている。また、仲裁廷が仲裁管轄権を確定し、仲裁廷を組織し、仲裁文書を送達することに瑕疵があると、当事者の一方である被申立人は瑕疵の存在を指摘する。”

(注：括弧付番号は筆者がつけた。)

2000年以前の状況はどうであったのか。CIETACが、1997年の8月から9月にかけて全国の310の中級人民法院と海事人民法院に対して、中国の国際商事仲裁委員会および外国仲裁判断の承認・執行の状況についてアンケート調査を実施した結果がある<sup>9</sup>。この結果は、表1のとおりである。

表1 外国仲裁判断の承認・執行

年	受理件数	承認・執行件数	拒否数
1990年以前	0	0	0
1990	3	3	0
1991	0	0	0
1992	1	1	0
1993	1	0	1
1994	2	1	1
1995	0	0	0
1996	1	1	0
1997(1~8)	7 <sup>(注)</sup>	4	2

(出所) Wang ShengChang Experience with National Laws on Enforcement of Awards—Enforcement of Awards in the P.R.China Doc.iccal 97.11.07, pp26-27.

(注) 原文では1997年の受理件数は7件と記されているが、承認・執行と拒否は、各4件と2件である。ここは6件の誤りであるのか、審理中の事案が1件あるのかは不明である。

上記の表を見ると、外国の仲裁判断につき中国の法院に承認・執行を求めるケースはまだ少ない。しかし、この少ない中でも拒否されるケースが見られる。

アンケート調査による回答件数は少ないため、CIETAC は自らの追跡調査を行なっている。この調査で分析された、法院で承認・執行が認められない事由は、(1)強制執行する相手当事者の不存在が1件、(2)強制執行する物が存在しないが1件、(3)無回答が2件であった<sup>10</sup>

上記のアンケート調査結果をさらに補足した調査がある。この調査とは、Randall Peerenboom による調査である。Randall Peerenboom は、1995 から1998 までの間にスミス・リチャードソン財団などの基金の支援を受け、外国仲裁判断および CIETAC の仲裁判断の執行申立てがなされた 72 のケースについての調査を実施した<sup>11</sup>。執行認容および執行拒否の状況は表 2 のとおりである。

表 2 外国仲裁判断の承認・執行状況

	Randall Peerenboom 調査(1)			CIETAC 統計(2)		
	執行申立	執行認容	執行拒否	執行申立	執行認容	執行拒否
外国仲裁	25	13 (52%)	12 (48%)	14	10(71%)	4 (29%)

(出所) (1) Randall Peerenboom, Enforcement of Arbitration Awards in China, The China Business Review, January-February, 2001, at9.

(2) Wang ShengChang Experience with National Laws on Enforcement of Awards—Enforcement of Awards in the P.R.China Doc.iccal (97.11.07), pp23-26.

さらに、この統計では明らかにされない部分が、ヒアリングによって行われている。強制執行を申し立てたところ、完全勝訴（給付請求が全て満足されたもの）は17%、75-100%の執行ができたのが17%、50-75%の執行ができたのが7%、50%以下の執行ができたのが10%であった。執行拒否の理由としては、強制執行が認められなかった37ケースで、民事訴訟法による拒否事由の存在によるものが18、財産の不足のため執行できないというものが16、理由不明が3であった。執行拒否の理由としては、執行財産がないというものが43%を占める。しかし、ここで想像されるのが、仲



裁を行っている間に、中国側が財産を別会社へ違法転送したりすることである。また、中国企業が適法に破産しているものもある。

外国仲裁判断の承認・執行拒否状況は、上述の通りである。この理由は、ニューヨーク条約第5条による外国仲裁判断の承認・執行拒否事由に相当しているのか。中国は、このニューヨーク条約第5条による外国仲裁判断の承認・執行拒否の発動には慎重であるというが、この中国というのは何を指すのか。判断を下すのは、法院であるから、法院を言うのだろうか。法院といっても最高人民法院もあれば、地方法院もある。法院の審級によって、判断が異なるということがあるであろうか。以下、具体的な事案を検討し、外国仲裁判断の承認・執行拒否に関する論点を明らかにする。

### 3 執行拒否事例の分析と検討

#### (1) 事案の概要<sup>12</sup>

申立人米国某集团公司は、ニューヨーク条約に基づき、1997年4月21日に南寧市中級人民法院（以下、「南寧法院」という。）にロンドン糖業仲裁協会の「1997第107号判断書」の承認・執行を申し立て、被申立人中国広西某外貿会社が当該判断を執行し、かつ、判断の不履行から生じた損害131万9640ドルの賠償およびその利息の支払いなどを請求した。

被申立人は、これに強烈に反対し、判断が根拠とした仲裁条項は不存在で、成立しないとして、法院に上述の判断の承認・執行をしないよう要求した。その理由は、次の通りである。仲裁条項は判断が争われている契約にあるもので、まだ契約に調印していないところ、契約は成立しておらず、存在しない。契約における仲裁条項も従って成立していないし、存在しない。ニューヨーク条約によれば、仲裁条項が存在しない場合の判断について、中国法院は承認・執行を拒否すべきである。そうであるので、被申立人は法院が判断に対して争いのある実体契約の審査をするように要求する。

ところが、申立人は仲裁条項の有効性については契約の影響を受けない

と主張している。法院は、判断について司法審査を行う場合には、判断の  
手続範囲に制約され、契約の存否に関する争いは実体問題であり、これは  
ロンドン糖業仲裁協会が既に判断を示しているので、法院が再び審査する  
範囲のものではない。本件審査の焦点は、仲裁条項の効力に関する問題で  
あり、仲裁条項の準拠法によるべきであり、英国法によれば有効であり、  
法院は承認・執行の判決を下すべきである。

## (2) 法院における審理の現実

双方の当事者は、上述の観点について激しく対立し、法院においても事  
案の審理において、判断について手続問題だけを審査するのか、実体問題  
についても審査するのかの意見が分かれた。

実体審査を支持する者は、次の通り主張する。ニューヨーク条約と中国  
法および司法解釈には、いずれも明文の規定がなく、判断について実体審  
査を行う他はなく、かつ、理論上も契約書の仲裁条項自体にも実体および  
形式に関する問題が内包されており、実体契約から離れて審査を行うこと  
はできないという。従って実体審査を行うことは決して不当ではない。

実体審査に反対する者は以下のように考える。外国仲裁判断について手  
続審査をすることは、ニューヨーク条約および最高人民法院の司法解釈の  
原則に基づくものであるが、実体審査は仲裁判断の終局性という原則に反  
するもので、法院は適用すべきではない。

以上の対立は、1998年11月10日に第1回目の結果が出るまで継続した。  
南寧法院は争いのある実体契約について審査をし、南承字第1号（1997）  
処理意見を下し、申立人と被申立人の間に契約は存在せず、双方には有効  
な仲裁合意がなく、ロンドン糖業仲裁協会の「1997第107号判断書」を承  
認・執行しないと裁定した。

上述の裁定を下した後、南寧法院は、最高人民法院の「人民法院の涉外  
仲裁および外国仲裁事項にかかわる問題の処理に関する通知」<sup>13</sup>（1995年  
8月28日、法発〔1995〕18号。以下、「報告制度」という。）に従って、広

西壮族自治区高級人民法院（以下、「広西法院」という。）に報告した。広西法院は、南寧法院の最低に同意し、そこでこれを最高人民法院に報告した。最高人民法院は、審理の後、2002年11月に事実が明確ではなく、証拠が不十分であることを理由に、本件を南寧法院に差し戻す決定を下した。

南寧法院は再審を行うことになったが、争点は一審と同じで仲裁判断に対して手続審査に限るか実体審査もできるかということであった。2つの見解に対立がある結果、実体審査を認めるという意見が勝った。2003年6月に南寧法院は再審の結果、再び仲裁判断の承認・執行を拒否する裁定を下した。

その後、この事案は再び報告制度に従って、広西法院および最高人民法院に届けられた。最終的に南寧法院は、2004年2月2日に最高人民法院の「南承字第1号(1997)処理意見について、ロンドン糖業仲裁協会の「1997第107号判断書」を承認する。」という決定通知を受けた<sup>14</sup>。

### (3) 分析と検討

南寧法院が、承認・執行を拒否したのはなぜか。南寧法院が、被申立人の仲裁条項の不存在という主張を認容したからである。仲裁条項がなぜ存在しないといえるのか。それは、契約は成立しておらず、存在しないからである。契約が不成立で存在しないというのは、契約書に調印していないからである。

この南寧法院の承認・執行拒否の裁定は正しいか。否である。最高人民法院は、明文の規定はないものの、地方法院が実体審査を行うことができず、これを行ったことは誤りであるとして、差戻し審査の手続<sup>15</sup>によって、事案が「事実が明らかでなく、証拠が不足している」(この意味については。以下の制度上の課題を検討するところで叙述する。)ことを理由に南寧法院に差し戻した。南寧法院の裁定のどこに誤りがあるのか。

地方法院が2回にわたって外国仲裁判断の承認・執行を拒否したのは、仲裁に対する過度に干渉し、仲裁判断の争点であった実体契約について審

査をしたからである<sup>16</sup>。南寧中級法院の「処理意見」<sup>17</sup>は、①当事者間に契約が存在するか否かという争点を確定し、かつ、②契約の不存在、不成立の理由について運用上から分析および論証をしたものである。法院は、仲裁判断の核心的内容である契約について審査をし、契約書中の仲裁条項について審査をしたのではなかった。また、「処理意見」は仲裁条項の存否が仲裁判断を承認・執行するか否かの焦点であると認定したが、仲裁条項の存否について分析・論証をしなかったばかりか、「販売確認書」が存在するか否か、成立しているか否か、また、契約の存否についての結論を得た後に、この結論を持って仲裁条項が存在せず、成立していないという推断を下した<sup>18</sup>。

これは典型的な仲裁の実体問題に対する審査、すなわち契約の存否に対する審査であって、仲裁判断手続に対する審査ではなく、仲裁条項に対する審査である。この種の審査は、仲裁廷が契約は成立していないと認定した事実を法院が直接に覆したもので、法院が仲裁廷の実体判断を覆したもので、仲裁の終局性という基本的原則に反するものである。明らかにこの種の実体審査をするやり方は、本件仲裁条項が成立していないという認定は誤りである<sup>19</sup>。

外国仲裁判断の司法審査の範囲について、実務上では手続審査と実体審査の対立があり、この結果、往々にして判断の審査が非常に長引き、ときには裁判により反対の結論が下され、外国仲裁判断の中国における承認および執行に重大な影響を及ぼしている。

本事案では、中国法院が直近7年間に審査した外国仲裁判断事案における典型的な審査範囲に関する問題である。以下、外国仲裁判断の承認・執行認容または拒否に関する現行制度上の問題について、司法審査の範囲という問題に焦点をあてて検討する。

#### 4 現行制度上の課題 ～ 司法審査の範囲

ニューヨーク条約の加入国が行った外国仲裁判断の承認・執行について、法院に訴えが提起された場合、法院は判断の如何なる内容について審査すべきであるのか。単に判断の手續についてのみ審査するのか、または判断の実体問題についても審査すべきであるのか。上述の事案の論点は、正にここにあった。また、前述の2のところでも叙述した承認・執行拒否状況においても、このことが論点になっていたことを窺知できる。

南寧法院の裁定を支持し、実体審査を支持する者は、ニューヨーク条約と中国法および司法解釈にはいずれも明文の規定がないというが、果たしてそうであろうか。

外国仲裁判断の承認・執行拒否事由は、ニューヨーク条約第5条で明らかにされており、かつ、これによりニューヨーク条約加入国が外国仲裁判断の承認・執行申立てを受理した場合に同条で規定する事由以外は審査範囲とはならず、加入国が承認・執行を拒否することはできないものとするものであることは、本来明らかな筈である。

中国はニューヨーク条約の加入国として、法律において審査範囲について規定し、司法実務上も最高人民法院がニューヨーク条約執行通知を發布している。このニューヨーク条約執行通知の内容は、前述の通り、中国の法院が外国仲裁判断を審査する範囲は、ニューヨーク条約第5条が規定する事由と一致している。

それでもなお、実務上において争いが生じるのはなぜか。問題は、外国仲裁判断について手續審査と実体審査の対立があることである。

現行法には、判断の実体審査に対する禁止規定はない。また、最高人民法院の上述の司法解釈は審査範囲について、単に原則を述べているだけで、統一された明確な規範がない。本事案について地方法院は、2種の審査モデルの何れも適用できると考え、事案の事実に関する理解と判断の審査範囲に基づき、自由裁量をもって判断の審査モデルを決定した。本事案の実

際の結果は、南寧法院および広西法院は実体審査を行い、承認・執行を認容しない裁定を下した<sup>20</sup>。しかし、最高人民法院は、ニューヨーク条約の解釈によれば地方法院が実体審査を行うことができず、地方法院がこれを行ったことは誤りであるとして、差戻し審査の手続<sup>21</sup>によって、事案が「事実が明らかでなく、証拠が不足している」ことを理由に南寧法院に差し戻した。

最高人民法院がいう「事実が明らかでなく、証拠が不足している」という概念も必ずしも明らかでない。恐らくは、南寧法院が、外国仲裁判断の承認・執行拒否をしたのが、ニューヨーク条約第5条に基づく承認・執行拒否の要件について審理したとすれば、そして、被申立人が仲裁条項の存否について争い、南寧法院が仲裁合意がないと認定したのが、ニューヨーク条約第5条第1項(d)の要件を満たすからであるという判断であるとした場合、この判断について「事実が明らかでなく、証拠が不足している」という趣旨であろうと解される。

最高人民法院の差戻し決定は、表面上は、差戻しの理由は、地方法院の本事案に対する第一次審査の事実が明らかでなく、証拠が不足しているということであるが、実際上は地方法院の仲裁判断の実体審査が最高人民法院の原則とする手続審査と一致しないからであり、ここに最高人民法院の仲裁に対する姿勢が現れている。

陳衛旗<sup>22</sup>は、当該審査が仲裁条項の効力に依拠するときには、2つの審査モデルの対立はさらに激しさを増すという。

“手続審査を堅持する者は、仲裁条項が有効であるか否かは判断の手続問題であるとみなし、法院は上述の原則により判断の手続を審査すれば良く、実体契約の有効性、仲裁条項の有効性についての審査をすべきではないという。

一方、実体審査を支持する者は、まず、仲裁条項の有効要件について手続および実体問題の審査をし、その有効性について形式および実体内容の審査をする。次に、事案の判断が根拠とした仲裁条項

の実体契約について検討し、仲裁条項の効力がこの実体契約から逸脱していないか否かを判断する。ついには、双方の当事者が仲裁において対立している契約の存否の問題を持ち出し、審査するように求める。そうでないと契約における仲裁条項の効力を判断することが困難だからである。”<sup>23</sup>

上述の事案において、最高人民法院は地方法院のやり方を改めさせようとして、事案を差し戻したが、地方法院は第二次審査においても実体審査を行い、最高人民法院に対抗し、この結果は第一次審査と同じとなった。最高人民法院は手続審査を原則としており、最終的に自ら仲裁判断の承認・執行を認容した。ここに法による明文規定がない状況下で、手続審査と実体審査が対立することになる。

この点について、陳は、次の通り述べている。多少引用が長くなるが、陳の考えを紹介する（一部省略）。

“手続審査を適用して仲裁条項の効力を認定することは、法技術上において難しい問題はない。「処理意見」でも確認されているように、仲裁条項の準拠法はニューヨーク条約により英国法である。ここに仲裁条項の効力は、英国の仲裁法（英国の契約法ではない。）により認定されるべきである。このことは涉外法の基本原則であって、法技術上において難しい問題はない。1996年の英国仲裁法 31条1項は、当事者は仲裁廷に管轄権がないという抗弁をする場合には、必ず実体答弁の前に申し立てなければならないと規定している。当事者が仲裁手続に出席し、手続を進め、期限内に管轄権に対する異議を申し立てなければ、73条1項a号の規定により、当事者は管轄権に対する異議申立ての権利を喪失し、その後は仲裁廷にも法院にもこの異議申立てをすることはできなくなる。然るにYは仲裁において仲裁条項の不存在を主張し、仲裁廷の管轄権に対する抗弁をし、かつ実体答弁をし、仲裁廷の審理にも出席している<sup>24</sup>。こうした行為は、上記の規定によれば、仲裁条項の効力および仲裁廷の管

轄権に対する異議申立ての権利を既に喪失しており、同時にYが仲裁により紛争を解決することに同意していることを表明するものである。

さらにニューヨーク条約2条2項は、書面による仲裁合意とは当事者が署名し、または相互に書面で交換した契約書における仲裁条項または仲裁合意のことをいうと規定している。これは、仲裁合意には書面が必要であるということである。この規定によれば、本件仲裁条項は1995年1月6日に当事者がファクシミリでやり取りをしていることから、ニューヨーク条約の仲裁条項の書面性という要件に適合しており、有効であるといえる。従って、英国法は勿論、ニューヨーク条約によっても、本件仲裁条項は何れも有効であるといえる。本事案において地方法院は、如何なる理由によっても仲裁条項の効力を正しく認定できるはずである。

しかしながら、上述の法技術上の難しい問題ではなく、基礎知識であるところ、地方法院は2回もこのことを無視した。本件審理においては中級法院、高級法院の裁判官も基本知識を知らなかったのか、それとも無視したのか。仲裁に対する過度な干渉をし、実体審理を行ったことは「処理意見」から明らかである。「処理意見」は、本件仲裁条項の準拠法は英国法であると認定した後、英国仲裁法を引用せず、英国契約法を引用して、仲裁条項の効力を認定した。このような法の適用は、法的知識を積んだ裁判官であれば、考えられないことである。単純な法技術上の問題ではなく、地方法院の仲裁に対する姿勢、態度が、本件において手続審査に対して実体審査を対抗させた結果であると考えられる。”<sup>25</sup>

仲裁条項の独立性とは、仲裁合意が主契約の一条項であったとしても、この条項とこれが依拠する契約は相互に独立した契約として認められるということである<sup>26</sup>。中国は、仲裁条項の独立性について、仲裁法第19条で次のとおり規定している。



「仲裁合意は独立して存在し、契約の変更、解除、終止または無効は、仲裁合意の効力に影響を及ぼさない。」

主契約の無効が仲裁合意の効力に影響しないのは、次の理由による。主契約の締結時に瑕疵があり、当該契約が無効となる場合があっても、当該契約の中で紛争は仲裁により解決することを約定した仲裁条項は、当事者間の自由意思によるものであるからである。

筆者は、上述の事案において、南寧法院は、地元企業の利益保護のために外国仲裁判断の承認・執行を拒否するという判断を始めから有していたのではないかと考える。このため、承認・執行拒否の理由付けをする必要があったと推察する。地方法院の公正さに対する疑問が呈されることが多い。「地方保護主義により、仲裁判断の執行が減少している。」ともいわれる<sup>27</sup>。中国の地方法院は、その業務監督、裁判官の任免、予算、給与、住宅などの面について地方政府の財政に依存している。このため、法院は地方政府から独立し得ない状況が生まれる。

中国の地方法院と地元企業およびこの関係者間の人脈、コネクションによって、CIETACの仲裁判断の執行が拒否されたと認識されているケースがある。例えば、寧夏カシミア事件である<sup>28</sup>。事件の概要は、次のとおりである。

買主・英国法人（仲裁申立人、X）と売主・中国寧夏法人（被仲裁申立人、Y）は、高品質のカシミアの売買契約を締結した。ところが、実際の商品供給時に、YはXに大量の不純物を含んだ羊毛を供給した。そこで、XとYとの間に紛争が生じ、Xは売買契約の仲裁条項に基づき、CIETACに仲裁の申立てをした。CIETACは、審理の結果、この事実を認定して、Yに対してXの損害を賠償せよとの仲裁判断を行なった。Yは、CIETACの損害賠償決定額の3分の2を支払ったが、残りの3分の1の金額については、仲裁廷は計算間違いをしていると主張して支払を拒否した。そこで、Xは、北京市中級人民法院に仲裁判断執行の申立てを行った。同法院は、この申立てを受理し、Yに残額の支払をさせる決定をした。そして、執行

地の寧夏自治区中級人民法院に執行判決を移送した。しかし、寧夏自治区中級人民法院は、北京市中級人民法院からの繰り返しの要請を受けながら、仲裁判断の執行を拒否した。北京市中級人民法院の裁判官と北京の担当弁護士は、寧夏自治区中級人民法院に出向くこともしたが、執行させられなかった。執行拒否されたのは、寧夏自治区中級人民法院と被告の口座がある同地の銀行が共に被告に対して執行を無視するように事実上、手助けしたからであるといわれている。

## まとめ

外国仲裁判断の審査範囲について、中国の現行の司法実務では最高人民法院の1987年のニューヨーク条約執行通知に従って、ニューヨーク条約5条に規定する承認・執行拒否事由の有無を判断基準とする。ニューヨーク条約第5条によれば、その多くが手続に関する問題であり、従って、一般に外国仲裁判断の審査については、原則として手続審査だけを行い、実体審査は行わないものと認識されている。

それでもなお、実務上、地方法院が往々にして各自の理解に基づき、外国仲裁判断の審査範囲を拡大し、手続審査と実体審査の両方を行っている。

本事案において、7年間を費やして、法院は最終的に「承認」<sup>29</sup>するという判決を言い渡した。最高人民法院の外国仲裁判断の審査期限は2ヵ月とするという通知に反し、「マラソン」審査が行われた。

司法審査の「マラソン」は、中国の現行の外国仲裁判断に対する司法審査制度の欠陥を暴露している。外国仲裁判断の審査範囲に関する規定が法律において明確に規定されていないという欠陥があり、また、司法実務上も明確な統一的判断基準が示されておらず、このために地方法院に手続審査と実体審査が対抗するという方便を与え、一部の地方において「法に明文の規定がない」ことを理由に地方法院の自由裁量権を拡大させるということが起こっている。最終的に最高法院が仲裁を支持するとしても、地方

法院にはこれが定着していない。実体審査を止めさせなければ、このような事案はますます多くなると考えられる。

最高人民法院は、2002年2月25日に「涉外民商事事件の訴訟管轄の若干の問題に関する規定」を發布し、外国仲裁判断の承認・執行申立て事案については、審理能力が高く、職務能力が高い全国の一部の中級人民法院、とりわけ省都にある中級人民法院に集中させるという決定をしている。承認・執行拒否が多くなっていることに対する対策であると考ええる。

---

<sup>1</sup> 全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会の常設機関であり、全国人民代表大会の閉会期間中に国の権力を行使する機関である（百科全書（法学）787頁）。

<sup>2</sup> 第6期全国人民代表大会常務委員会第18回会議は、1986年12月2日に我が国が“外国仲裁判断の承認および執行に関する条約”（ニューヨーク条約）に加入することを決定し、当該条約は1987年4月22日に我が国で発効した。各高級人民法院、中級人民法院は、直ちに経済、民事審判人員、執行人員およびその他の人員を組織し、この重要な国際条約を真剣に学習し、かつ、切実に執行しなければならない。ここに当該条約の執行について、以下のとおり、幾つかの問題を通知する。

(1) 我が国は当該条約に加入したときに相互主義の留保宣言をし、我が国は他方の締約国の領土においてなされた仲裁判断の承認・執行に当該条約を適用するものとした。当該条約と我が国民事訴訟法（試行）に異なる規定がある場合には、当該条約の規定により処理する。非締約国の領土においてなされた仲裁判断を我が国法院における承認・執行を申し立てる場合には、民事訴訟法（試行）第204条の規定により処理する。

(5) 我が国法院に仲裁判断の承認・執行を申し立てる場合、1958年ニューヨーク条約が我が国において発効した以後の一方の締約国領土内でなされた仲裁判断に限る。当該申立ては、民事訴訟法（試行）第169条に定める執行申立て期限内に提出されなければならない。」（現行民事訴訟法 第219条）

この通知は、いわゆる最高人民法院の司法解釈といわれるものである。司法解釈は、最高人民法院の審判活動の重要な1つであり、重要な職権である。司法解釈は、法律の実施過程において、いかに法律を応用するかという問題について具体的な法的効力をもつ解釈をすることである（周道寫「新中国司法解釈工作的回顧与完善司法解釈工作的思考」司法解釈全集、1-19頁）。

<sup>3</sup> 現行の民事訴訟法は、2008年4月1日に施行されている。また、さらに現行の民事訴訟法は2012年8月31日に改正案が採択、公布され、2013年1月1日から改正民事訴訟法が施行されることになっている。

<sup>4</sup> 宋航『国際商事仲裁裁決的承認与執行』法律出版社、2000年、244-246頁。

<sup>5</sup> 中国国際経済貿易仲裁委員会は、中国の涉外仲裁機関であり、1952年に「中国国際貿易促進委員会對外貿易仲裁委員会」として設立され、1980年に「中国国際貿易促進委員会對外經濟貿易仲裁委員会」と改称し、1988年に現在の名称期と改称された。これに伴い。中国国際商会は、2000年9月5日に中国国際経済貿易仲裁委員会が2000年10月1日から「中国国際商会仲裁院」(The Court of Arbitration of China Chamber of International Commerce, 略称 CCOIC Court of Arbitration) の名称を同時に使用することを認可した。中国国際商会が2000年9月5日に採択した「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」(2000年10月1日施行)により、同仲裁委員会の受理範囲は国際的、渉外的經濟貿易紛争のほか国内紛争にまで拡大した（趙健「回顧与展望：世紀之交的中国国際商事仲裁」仲裁与法律、2001年第1期、21頁）。

<sup>6</sup> 方は、具体的な事案の紹介はしておらず、その他の文献なのでも紹介されていないので、承認・執行拒否に至った詳細は不明である。

<sup>7</sup> 仲裁法16条は、仲裁合意には、(1)仲裁の意思表示、(2)仲裁事項、(3)仲裁委員会の選定がなければならないと規定している。この要件に瑕疵があると仲裁合意の不存在を認定されることがある。

<sup>8</sup> 仲裁条項が問題となった事案については、例えば、国際商事仲裁協会のJCAジャーナルの梶田幸雄「仲裁合意の効力と仲裁管轄権」(No.604)、「瑕疵ある仲裁合意の効力(上)」(No.609)、「瑕疵ある仲裁合意の効力(下)」(No.610)、「瑕疵ある仲裁条項—仲裁機関の未約定、2つの仲裁機関の併記、二審制仲裁」(No.615)、「仲裁条項の不公平を理由とする仲裁判断の執行拒否」(No.627)、

「仲裁合意に対する異議申立て」(No.637)、「仲裁合意の不存在」(No.638)を参照頂きたい。

- <sup>9</sup> Wang, Enforcement of Awards, pp26-27.
- <sup>10</sup> Wang ShengChang, Experience with National Laws on Enforcement of Awards – Enforcement of Awards in the P.R.China, Doc.iccal 97.11.07 pp26-27.
- <sup>11</sup> Randall Peerenboom, Enforcement of Arbitration Awards in China, CBR, January-February,2001.
- <sup>12</sup> 陳衛旗「程序審査と実体審査對抗的法律思考—兼論我国法院对国外仲裁裁決的司法審査範圍」仲裁与法律、中国国際經濟貿易仲裁委員会、2012年2月、第116輯、96-103頁
- <sup>13</sup> 最高人民法院の「人民法院の涉外仲裁および外国仲裁事項にかかわる問題の処理に関する通知」(1995年8月28日、法発[1995]18号)は、第2項において、次のとおり規定している。
- 「およそ一方の当事者が法院に我が国の涉外仲裁機関の判断の執行を申し立てる場合、……法院が我が国の涉外仲裁機関の判断が民事訴訟法第260条の事由の一があると認定するときには、……判断不執行を裁定する前に、必ず本管轄区の高級人民法院に報告し、審査を得なければならない。もし高級人民法院が不執行……に同意する場合には、その審査意見を最高人民法院に報告しなければならない。最高人民法院の回答の後、不執行の裁定……をすることができる。」
- <sup>14</sup> ここに本件仲裁判断は、1997年4月に申立人が仲裁判断の承認・執行を法院に申し立ててから7年あまりを費やしてやっと認められることになった。しかし、この仲裁判断は承認されたものの、さらに執行されるまでにはなお多くの時間がかかり、今なお執行されていない(陳論文、前掲注(12)99頁)。陳論文が発表された後、執行がなされたか否かの情報は現時点(2012年10月12日)で得られていない。
- <sup>15</sup> 現行の「内部報告制度」の司法解釈によれば、地方法院が外国仲裁判断を執行しないという決定をした場合には、最高法院に報告し、最高法院が最終的に決定することになっている。しかし、この司法解釈には、内部審査の手續に関する規定がなく、従って、「差戻し審査」に関する手續規定もない。そ

ここで、本事案において最高人民法院が「差戻し審査」を行うように地方法院に回答した。

- 16 「処理意見」の事実および証拠の分析および認定のところで、南寧中級法院は、仲裁紛争の事実と証拠について改めての審査を行い、これによって明らかにされた事実とロンドン糖業協会仲裁廷が認定した仲裁紛争事実と一致していることを明らかにした。これは、典型的な仲裁判断に対する実体審査を行った事案である。
- 17 「処理意見」とは、ここでは南寧法院による外国仲裁判断の承認・執行を拒否することに関する裁定書のことをいう。
- 18 南寧中級法院の契約が成立していないということに関する詳細な分析は、「処理意見」における紛争解決の意見と理由の中に叙述されている。
- 19 このほかに仲裁条項の独立性という観点から、実体審査において仲裁条項の効力について認定したことも誤りである。仲裁条項の独立性は、国際商事仲裁が確立した普遍的原則であり、中国の立法および司法実務においても認められている原則である。独立性原則とは、以下のことをいう。契約と契約における仲裁条項は、分割され、契約が散在するか否か、成立しているか否か、有効か否かは、何れも仲裁条項の存否、効力には影響しない。契約が存在せず、成立していないことをもって、仲裁条項が存在せず、成立していないということとはできない。然るに「処理意見」のやり方は、契約の実体審査をし、契約が存在しているか否か、成立しているか否かを審査し、この結果、契約が存在せず、成立していないと認定し、これにより仲裁条項も存在せず、成立していないと認定した。こうしたやり方は、仲裁条項の効力が契約そのものの影響を受けるということであり、仲裁条項には独立性がないということになる。地方法院が契約の実体審査を行って仲裁条項の効力を推断する前提としようとするやり方は、仲裁条項の独立性の原則に反している（陳論文、前掲注(12)。101頁）。
- 20 陳論文には叙述されていないが、まず(1)南寧法院が審理をし、承認・執行拒否の裁定を下し、これを広西省高級人民法院に報告し、次に(2)広西法院が南寧法院の裁定を審理し、これに同意したので、(3)広西法院が最高人民法院に報告をするという手続が行われている。

- 
- 21 現行の「内部報告制度」の司法解釈によれば、地方法院が外国仲裁判断を執行しないという決定をした場合には、最高法院に報告し、最高法院が最終的に決定することになっている。しかし、この司法解釈には、内部審査の手続に関する規定がなく、従って、「差戻し審査」に関する手続規定もない。そこで、本事案において最高人民法院が「差戻し審査」を行うように地方法院に回答したことは、外国仲裁判断の審査手続における初めてのケースとなった。
- 22 陳衛旗は、広西大学法学院副教授、弁護士、南寧仲裁委員会仲裁人である。本事案において、仲裁人を担当していたのではないかと思われる。
- 23 陳論文、前掲注(12)。98頁
- 24 ロンドン糖業協会の「1997年第107号判断書」3頁、“The Conduct of Arbitration”における第5点目の内容。
- 25 陳論文、前掲注(12)。102-103頁
- 26 仲裁条項独立性理論(または doctrine of arbitration clause autonomy, separability of arbitration clause, severability of arbitration clause, theory of autonomy of arbitration clause, 仲裁条項自治性理論、仲裁条項分離性理論、仲裁条項分割性理論という。)(Dr. Marc Blessing, *The Arbitration Agreement: High-lights on Critical Issues in Law and Practice*, 中国国際商会仲裁研究所訳『国際商事仲裁文集 (Papers on International Commercial Arbitration)』中国對外經濟貿易出版社、1998年版、40頁、278頁)は、80年代以降に普及してきた仲裁条項の有効性に関する学説であり、今日では世界各国で広範に受け入れられ、採用されており、現代の仲裁の重要な理論および実践となっている (See Howard M. Holtzmann & Joseph E. Neuhaus, *A Guide to UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration: Legislative History and Commentary*, Kluwer Law and Taxation Publishers 1989, pp478-479;)。Alan Redfern と Martin Hunter は「仲裁条項独立性の概念は相対的に新しいものであるが、広く承認されている。」と述べている (See Alan Redfern & Martin Hunter, *op.cit.*, pp176.)。
- 27 Song Huang, *Several Problems in Need of Resolution in China by Legislation on Foreign Affairs Arbitration*, *J Int'l Arb Vol.10*, September 1993 No.3, pp103.
- 28 Bersani, *Enforcement of Arbitration Awards in China*, 19 CBR (May-June 1992)

pp6-10.

- <sup>29</sup> 法院の判決書には「承認」とのみ書かれており、「承認および執行」を認めるとは記載されていない。このような判決書の書き方も実務上は問題となる。かりに「承認」を認めただけであれば、申立人（給付請求権を有する者）は、さらに「執行」を要求する裁判を起さなければならなくなるという懸念が生じる。通常は「承認」の判決書をもって、執行法院に執行を請求すれば良いと考えられ、申立人（給付請求権を有する者）は、改めて執行請求の裁判を提起する必要はないと考える。しかし、中国においてはそうとも言えない。